

中央大学信窓会研修計画報告要領

(研修計画の報告)

第1条 支部長(複数の支部による合同開催の場合、「代表支部長又はブロック長」と読み替えるものとする。以下同じ。)は、研修活動を計画したときは、次の各号に掲げる事項を、随時、研修部長を経由して会長に報告するものとする。

- (1). 研修活動の日時(開始予定時刻・終了予定時刻)
- (2). 研修活動の場所(会場の名称・所在地)
- (3). 研修活動の講師(氏名・職業又は肩書・中央大学との関係)
- (4). 研修活動の演題
- (5). 研修活動の想定参加者数
- (6). 研修活動のオンライン配信に関する事項(実施の有無・実施するときは担当者及び方式)
- (7). 研修活動の参加費(徴収の有無・徴収するときは金額)
- (8). 研修活動に付随して開催する親睦会の日時(開始予定時刻・終了予定時刻)
- (9). 研修活動に付随して開催する親睦会の場所(会場の名称・所在地)
- (10). 研修活動に付随して開催する親睦会の参加費(徴収の有無・徴収するときは金額)
- (11). 参加資格に関する事項(在学生の参加の可否を含む。)
- (12). 申込みに関する事項(方法・期限)
- (13). 問い合わせに関する事項(方法・連絡先)
- (14). その他必要と認める事項

(調整)

第2条 会長は、前項の報告があった場合であって、複数の支部の研修活動の計画の日時又は場所が近接していると認めるときその他本会の目的に照らして必要と認めるときは、研修活動の計画の変更、複数の支部による合同開催等の要請をすることができる。

(講師の紹介)

第3条 支部長は、研修活動を計画する場合であって、研修活動の講師の派遣又は紹介を必要とするときは、その旨を、研修部長を経由して会長に要請するものとする。

2 会長は、前項の要請があったときは、本部若しくは他の支部の役員、通信教育部又は学生会支部に対する派遣又は紹介の依頼その他の方法により候補者を決定し、その結果を支部長に通知する。

(研修支援要領との関係)

第4条 支部長は、研修活動が中央大学信窓会研修支援要領の対象となるときは、第1条の報告又は前条の要請と併せて、中央大学信窓会研修支援要領第4条に基づく支援の申請をすることができる。

(在学生への参加の勧奨)

第5条 支部長は、第1条の研修計画の実施に当たっては、学生会支部との連携を図り、在学生にも

積極的に参加を勧奨し、本会の認知度の向上及び卒業後の本会への加入促進を図るものとする。

2 支部長は、前項の勧奨について、会長に要請することができる。

3 会長は、前項の要請があったときは、通信教育部在学生サイトへの研修活動の案内の掲載、学生会支部における周知その他の方法により在学生への参加の勧奨を行う。

(事務の委任)

第6条 会長は、この要領に規定する事務の全部又は一部について、本部の常任副会長、幹事長又は副幹事長に委任することができる。

附則

この要領は、平成21年9月26日から施行する。

附則 (令和8年2月6日一部改正)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。